

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年8月10日（木）午前9時30分～午前9時55分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員9名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第26号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第27号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (4) 議案第28号 農用地利用集積計画書（No.183）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）

議 長	<p>それでは、ただ今から令和5年度第6回農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番岸野委員と、2番水川委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第25号から議案第28号の4議案です。</p>
議 長	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号16番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>譲受人が耕作をしていた土地です。今後、譲渡人は矢掛に戻る予定はなく、耕作をしていた譲受人に所有権の移転をするということです。譲受人は認定農業者であり、今後も問題なく管理されるものと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号16番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号16番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>議案第26号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、2件議題とします。事務局から説明します。</p>

事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red;">事案番号6番, 7番は, 第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため, 第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>6</u> 番につきまして, 地元農業委員の意見をお願いします。
7番委員	現地を確認しました。申請人の自宅の近くに墓地を造成します。被害防除計画書のとおり, 排水や近隣への影響等, 問題ないと思います。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番につきまして, 他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので, 事案番号 <u>6</u> 番につきましては, 許可と決定します。
議長	事案番号 <u>7</u> 番につきまして, 地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり, 排水, 周辺農地への影響等, 特に問題はありませんでした。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>7</u> 番につきまして, 他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので, 事案番号 <u>7</u> 番につきましては, 許可と決定します。
議長	議案第 <u>27</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について, <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)

	<p>事案番号4番は、申請農地から300m以内に鉄道の駅が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、特に問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>28</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 183) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行うものです。</p> <p>具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。所有者及び購入者のメリットとして、税の特別控除が受けられる点や登記手続きを公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団及び矢掛町が代行する点があります。</p> <p>本計画は、7月10日の総会で承認された議案第23号の農用地利用集積計画に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売り渡すものです。</p> <p>では、個別の事案を説明します。(事案説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

<p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>矢掛町農用地利用集積計画書（No.183）（案）につきまして、地元農業委員の意見を申し上げます。</p> <p>農地中間管理機構を通しての所有権移転です。購入者は条件を満たしており、問題ありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（No.183）（案）につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がありませんので、議案第28号 矢掛町農用地利用集積計画書（No.183）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、4.各種報告について確認します。</p>
<p>議 長</p> <p>美川地区 推進委員</p> <p>議 長</p> <p>矢掛地区 推進委員</p> <p>三谷地区 推進委員</p> <p>山田地区 推進委員</p>	<p>(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号1番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号2番について、確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号3番から19番について、確認しました。今後の耕作者も決まっており、問題ないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(3) 許可取下について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p>

8 番委員	事案番号1番について、確認しました。許可後に、急遽、譲受人の引っ越しが決まり、耕作することが難しいため、取下げられました。
議 長	<p>(4) 農地転用の工事完了報告について</p> <p>地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p>
3 番委員	小田地区について、確認しました。申請のとおりで問題ありません。
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。</p> <p>これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>